

資料No.2	国民健康保険システム標準化 合同ワーキングチーム
	令和4年3月25日

# 国民健康保険システム標準化 合同ワーキングチーム

## 標準仕様書（案）の検討内容について

令和4年3月25日

# 1. 標準仕様書（案）の検討内容について

- 1. 1 ワーキングチーム（第2回）の実施内容
- 1. 2 共通的な事項に関する検討内容
- 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容

## 1. 1 ワーキングチーム（第2回）の実施内容

- 令和4年2月15日～3月8日にかけて書面開催したワーキングチーム（第2回）において、構成員へご確認及び意見回答いただいた内容は以下の通り。

#	項目	内容
1	実装オプション機能	ベンダ構成員に対して、第2回ワーキングチーム時点での標準仕様書（案）において事務局が整理した実装オプション機能の実装状況や実装予定等について、調査を実施。
2	共通的な事項の考え方	今後国民健康保険システム標準仕様書として共通的に示す方針や前提等について、第2回ワーキングチーム時点で事務局が整理した共通的な事項の考え方や方針案に対する意見聴取を実施。
3	デジタル3原則に基づくBPR	デジタル庁において「デジタル3原則に基づくBPR」の対象として示されている仕組みや情報の活用の実現に向け、第2回ワーキングチーム時点で事務局が整理した国民健康保険システムにおけるデジタル3原則に基づくBPRの内容について、意見聴取を実施。
4	標準仕様書（案）	標準仕様書のたたき台に対する構成員からのご意見及び第1回ワーキングチーム実施結果を基に作成した標準仕様書（案）の内容について、ご確認及び意見聴取を実施。

- 上記# 2～3の内容に対する構成員からのご意見を整理した結果について、事務局にて整理した内容や、本ワーキングチームにて確認又は議論いただきたい内容等を次頁以降に示す。 ※# 4については、本ワーキングチームで議論が必要と判断した内容はない

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容

- 今後国民健康保険システム標準仕様書として共通的に示す方針や前提等について、ワーキングチーム（第2回）時点で事務局が整理した共通的な事項の考え方や方針案に対する意見聴取を実施。
- 意見聴取の結果、及び他業務の検討状況を踏まえた関係省庁との議論の結果を基に整理した、各事項の対応方針を別添①「第2回 WT\_構成員ご意見一覧（共通的な整理を行う事項）」に示す。
- また、意見聴取の結果、特に本ワーキングチームにて説明又は議論が必要と判断したものについて、次頁以降、個別の検討内容を示す。  
※内容中に記載している「自治体X」「ベンダX」等については、検討内容毎にAから順に付与しているため、検討内容間での関連はない

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（帳票における項目の印字について）

### 論点

帳票詳細要件及び帳票レイアウトで示す帳票の項目名を市区町村によって任意に変更できることを許容してほしい、といったご意見があったことを受け、標準仕様書として定めている帳票の項目名からの変更を許容するか否かについて、検討する必要がある。

併せて、罫線や項目名等をプレ印字済みのA4用紙や専用用紙を使用している場合を考慮し、項目名及び役職名、首長名、公印はシステム印字しないでほしいといったご意見があったことを受け、項目名及び役職名、首長名、公印はプレ印字を前提とするか、システム印字とするかについて、検討する必要がある。事務局としては、以下と考えているが如何か。

- 標準仕様書として定めている名称を前提とし、帳票の項目名の変更は原則認めない方針が適当
- 白紙への印刷も想定し、帳票の項目名はシステム印字することを必須機能とする方針が適当
- 項目名と同様、役職名、首長名、公印はシステム印字することを必須機能とする方針が適当（役職名、首長名の行数については、2行に統一することが適当）

### 意見（抜粋）

- ・システム印字を必須機能とすると、保険証や納付書等、専用用紙に印刷することが前提となっている帳票については、専用用紙に項目名が印字済みであることが多く、逆に「印字しない対応」が必要となるため、全ての帳票に対して必須機能とすべきではないと考えます。（ベンダA）
- ・（項目名変更の許容は）標準仕様書の建付けとして、ノンカスタマイズを目標としているため、望ましくないと考えます。（ベンダB）
- ・役職名、首長名、公印について、すでにプレ印字で対応している団体もあるため、オプション機能とすべきと考えます。（ベンダA）
- ・役職名、首長名の表記については統一した仕様を示すべきではないでしょうか。また、レイアウトによっては2行表示が逆にバランスが悪くなる可能性もあるため、「2行固定」としない方がよいのではないのでしょうか。（ベンダA）
- ・（全ての論点に対して）対応方針（案）に同意する。用紙校正に影響するものもあるので、なるべく市区町村間の差異を減らしていくことで用紙作成に係るコストの削減にもつながるのではないかと。（ベンダC）

### 結論（案）

#### 【項目名の変更】

特段の反対意見はいただかなかったことから、標準化の方針（カスタマイズは原則不可）に基づき、帳票の項目名については、市区町村で任意に変更するのではなく、標準仕様書として定めている名称を前提としていただく。

#### 【項目名及び役職名、首長名、公印の印字方法】

いただいたご意見より、項目名や役職名等をプレ印字している市区町村においては、プレ印字からシステム印字に変更する対応が必要となるものの、一方で「ノンカスタマイズを目標」や「用紙校正に影響するものもあるので、なるべく市区町村間の差異を減らしていくことで用紙作成に係るコストの削減にもつながるのではないか」といったご意見もある。ただし、納付書等の専用用紙やはがきを前提としている帳票も存在する。

従って、まずは可能なものから様式を統一していただく（白紙での運用に切り替えていただく）ことを見据え、A4用紙前提の帳票における項目名はシステム印字することを必須機能とする。また、同様に、帳票へ印字する役職名、首長名、公印についても、システム印字することを必須機能とする。その際の役職名、首長名の行数については、帳票間での仕様の統一、横長となることで印刷スペースに収まらない場合があることを考慮し、2行に統一する。一方、不定形用紙及びはがき前提の帳票については、項目名や項目値がプレ印字された用紙を利用することを前提に、標準仕様書にて考え方を示すこととする。なお、プリンタ機種に伴う細かな印字位置の調整等の最低限必要となる帳票定義の修正については、カスタマイズの範囲には含めず、あくまで初期設定の位置づけで許容することとする。

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（帳票における項目の印字について）

### 【A4用紙の場合】

白紙での運用を想定し、全てシステム印字とする。

窓空宛名		発行日：XXXX年X月X日	
XXXX XXXX XXXX XXXX XXXX XXXX		被保険者番号：XXXX 医療機関番号：XXXX	
		〇〇市長 〇〇 〇〇	
		印	

**支給決定通知書**

先に申請のあった国民健康保険高額療養費の支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金額	XXXX 円		
支給決定日	XXXX年X月X日		
振込期日	XXXX年X月X日		
金額欄開	XXXXXXXXXX		
内 訳			
申請口 XXXX	申請者 XXXX	対象者 XXXX	支給額 支給済額 XXXX
			交付額 充当額 差引支払額 XXXX XXXX

あなたがこの処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇県の国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の経緯を踏まえて、提出できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行者による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは裁決の送達を受けた日の翌日から起算して9か月以内に、〇〇市を被告（代表者は〇〇市長）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過する訴えを提起できません。

問合せ先  
〒000-0000  
〇〇市1丁目2番3号 〇〇課  
電話番号：000-000-0000

( )

# 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（帳票における項目の印字について）

【不定形用紙・はがき等の場合】  
専用用紙に従い、プレ印字を許容する。

**医療費通知**

あなたやご家族の方が、国民健康保険を利用して病院や診療所で受診されたり、薬局で薬をもらわれた医療費は、次のとおりでしたのでお知らせします。

被保険者番号	XXXX	医療費計	XXXX	被保険者負担額計	XXXX
診療年月	受診者名	医療機関等名称	診療区分	日数	医療費（円）
XXXX	XXXX	XXXX	XX	XX	XXXX

悪空宛名

XXXX XXXX  
XXXX XXXX  
XXXX XXXX

1  
1/2

問合せ先  
〒000-0000  
〇〇市1丁目2番3号 〇〇課  
電話番号：000-000-0000

保険者名：〇〇市

この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をください。  
(裏面も同様になすまはがしてご覧ください。)

1. 「医療費」とは、あなたやご家族が医療機関に支払った金額と国民健康保険で支払った費用の合計です。
2. 保険のきかない治療や差額ベッド代、入院雑費などの医療費は含まれません。
3. 市別の欄ごとの表示がある場合は、異時点での対象となったものを示しています。
4. 本医療費通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。なお、医療費控除の対象となる支出で、本医療費通知に記載されていないものがある場合には、別途収取書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります（この場合、医療費収取書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。）。
5. 「負担額」には、自己負担負担額が記載されています。なお、「負担額」と説明にご自身が負担された額が異なる場合（公費負担医療や地方自治体が発給する医療費助成、療養費、出張費一時金、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、例えば「負担額」欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自分で額を訂正して申告いただく必要があります。
6. 医療費控除の申告に関することは税務署にお問い合わせください。

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（帳票における和暦/西暦表記について）

### 論点

多様性や職員の説明の負担軽減等の観点から、帳票における日付項目（年月日）の年の表記を西暦に統一、或いは和暦と西暦の併記とするべきでは、といったご意見があったことを受け、帳票における日付項目の年の表記を、和暦とするか、西暦とするか、併記とするかについて、検討する必要がある。

事務局としては、日付項目について、和暦、西暦を併記することを必須機能とする方針が適当であると考えているが如何か。

なお、検討の過程において、外国人のみ西暦、日本人のみ和暦等、切り替えが可能な機能の検討も行ったが、住民の意向により通称名を表記する場合がある点と同様、日本人と外国人を区別した表記方法は多様性の観点から避けるべきと考えたこと、また、令和4年2月に実施したワーキングチームにおいて、“国保主体で全ての日付項目を西暦とすべき”といったご意見をいただいていたことから、上記方針とした。

### 意見（抜粋）

- 帳票詳細要件では「日本人は和暦表記、外国人は西暦表記」（外国人は西暦表示固定）となっているが、新規加入者は西暦でも問題ないものの、通称名（日本人名）を使用している既加入者は引き続き和暦表示の方が良いと判断されるため、保険者ごとに選択可能とした方が良い。（自治体A）
- 外国人の生年月日については和暦に西暦を併記した「令和4年3月1日 2022年3月1日」のような表記とすることを必須機能とするということでしょうか。国民健康保険法施行規則の証の様式では西暦を併記することを想定した様式になっていないと思われ、例えば様式第一号の二の二の被保険者証兼高齢受給者証の様式では生年月日の横に負担割合の項目があり、西暦を併記するスペースはないです。そのため、西暦の併記は必須機能としてはいけないと考えます。（ベンダA）
- 生年月日の和暦、西暦の記載については、住民登録を実施している住記の仕様に沿う必要があると考えます。そのため、国保のみ併記することを必須機能とする必要はないものと考えます。和暦、西暦を併記する場合、帳票の印字領域への影響があるため、どちらか一方のみを印字する仕様がよいと考えます。また、和暦、西暦が混在する仕様の場合、現場の職員様や受け取った被保険者様において、混乱が生じることも考慮し、西暦表記はオプションとするのが良いと考えます。（ベンダB）

### 結論（案）

本件については、「和暦、西暦を併記する場合、帳票の印字領域への影響がある」、「住民登録を実施している住記の仕様に沿う必要がある」といったご意見をいただいたところとなる。

また、デジタル庁とも協議し、他業務の検討状況等も踏まえて議論したものの、和暦と西暦を併記とすることや、全てを西暦表記に一本化すること等は、国保独自で行うべき対応ではなく、他業務含めた検討が必要な事項であり、他業務含めて検討に期間を要することから、現時点では住民記録の仕様と乖離が生じない内容にすべきとの見解に至ったところである。

以上を踏まえ、住民記録で示されている住民票の仕様と同様、外国人の生年月日のみ西暦とし、他の日付項目の表記は全て和暦とすることを必須機能とする。なお、通称名が設定されている住民の生年月日を和暦とすることも可能となるように要件に記載する。



## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（収滞納機能について）

### 論点

現状、市区町村の収滞納業務の標準仕様については、4税（個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税）が税務システムの標準仕様書にて示されており、他業務（介護等）は各業務の標準仕様書にて示される方針となっている。国民健康保険（以下「国保」という。）における収滞納機能は、国保の場合は保険料があること等から、税務システムの標準仕様書の対象外となっている。一方で、収滞納機能については、市区町村の収滞納を取り纏めて実施するための全庁的な収滞納システムが存在する背景がある。

以上の経緯により、国保システムとして定めた収滞納機能に関する標準仕様書に対し、構成員より、国保システムの標準仕様書に定めた収滞納機能を全庁的な収滞納システムに実装して使用することは差し支えないか、といったご意見をいただいている。そのため、国保システムの標準仕様書における収滞納機能の取り扱いや、税務システムにおける収滞納機能との関連について、検討する必要がある。

事務局としては、以下の方針を前提とし、標準仕様書に考え方を示すことを検討しているが如何か。

- 国保システムの標準仕様書においては、国保業務で必要となる全ての収滞納機能について、要件を示す
- 国保システムとして実装することを強いるものではなく、要件が充足している場合は、国保システムとしての収滞納機能でなくても問題ない

また、国保システムの標準仕様書において示す帳票レイアウトについて、上記の通り、国保の収滞納機能については、国保システムの標準仕様書として示す予定としていることから、帳票レイアウトも同様に、国保としてのレイアウトを定め、公開することが適当であると考えているが如何か。

その場合、上記の通り、国保システムの標準仕様書の要件を充足する場合には、他の収滞納システムを利用しても問題ないことから、他業務の帳票レイアウトとの取捨選択を可能とする方針を併せて示すことが適当であると考えているが如何か。

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（収滞納機能について）

### 意見（抜粋）

#### 【収滞納機能の取り扱いについて】

- 収滞納機能を税業務と国保業務で共用する場合、「国保で示す標準仕様書の要件が充足されている場合」となると、収滞納機能に国保要件をすべて実装すべき、という記載に見えます。実際には、税の収滞納機能を国保で利用することが一般的であり、収滞納機能に国保要件の実装は必ずしも必須でないと考えます。  
そのため、国保についても介護と同様の整理（介護の標準仕様書（6ページ/37）においては、「保険料収納・滞納管理事務に関しては、介護保険システムにて運用する部分は標準化範囲内として扱うが、全庁的な収滞納システム等の他システムで運用する部分は標準化範囲外として扱うこととする。」と明記されています）としていただくのがよいと考えます。  
もし収滞納機能に国保要件をすべて実装すべき、とするのであれば総務省様とご調整頂いたうえで税の標準仕様書の機能に追記して頂くこともご検討ください。（ベンダA）
- 表現についての意見です。「充足している」という記載の場合、「税（一本化）収納システムでも同じレベルの機能を有している」状態を指していると解釈しておりますが、「国保で示す標準仕様書の全ての要件を完全に満たしている」状態と解釈することもできると考えます。  
（ユーザによっては後者を推される場合もあると想定しており、そうなるとベンダは従わざるを得ません）  
例えば帳票のレイアウトなど、税と一本化している収滞納システムの場合も国保要件に完全に準拠しているとする場合は、項目に差異がなくとも国保用の帳票を別途作成する必要があります。上記解釈を前提とすると収滞納で一本化しているといつつ国保用のシステムを内部的に別で作成する必要があり一本化する意味がありません。  
画面等で管理する各項目についても同様ですが、証番号など国保に必須となる項目が無いと運用できないのは自明ですが、税で定義されておらず、国保でしか定義されていない項目について必須となるものはあまり無いのではないのでしょうか。  
上記のとおり、一本化した収滞納システム等を考慮するのであれば、表現について見直しをしていただきたいと思います。とくに「充足されている」というようなどちらでも解釈できる文言ではなく、介護のように「標準化対象外」と示していただくほうが良いと考えております。  
※参考情報として記載されている税務の「提供方法の違いは問わない」については、「固定もしくは収納どちらかで要件が実現できるのであれば問題ない」というような意図と捉えており、税と国保で異なる要件（収滞納）の場合とは取り扱いが異なると考えているため、介護と合わせるほうが良いと考えております。（ベンダB）

#### 【帳票レイアウトについて】

- 国保独自要件を除き、できる限り税システムと共通仕様であることが望ましいと考えます。（ベンダC）
- 対応方針案に賛成します。ただし、税仕様書において示す収滞納の帳票レイアウトでも良いことを明記すべきと考えます。（ベンダD）

## 1. 2 共通的な事項に関する検討内容（収滞納機能について）

### 結論（案）

「収滞納機能に国保要件をすべて実装すべき、という記載に見えます」、「一本化した収滞納システム等を考慮するのであれば、表現について見直しをしていただきたいと考えています。とくに「充足されている」というようなどちらでも解釈できる文言ではなく、介護のように「標準化対象外」と示していただくほうが良い」といったご意見をいただいているが、あくまで国保システムの標準仕様書において示す収滞納機能については、国保業務を行ううえで必要な機能であり、国保システム或いは全庁的な収滞納システムのいずれを利用する場合であっても、実装が必要であるものと考えている。

一方で、国保と他業務で収滞納の大部分が地方税法等に基づき共通していることも実態としてあり、考慮する必要がある。

そのため、まずは国保システムの標準仕様書において示す収滞納機能について、税務システムの機能要件と同等のものは、要件の記載を税務システムの標準仕様書と統一し、国保業務独自の収滞納機能については、国保システムとして必要な内容を要件に記載することとする。そのうえで、「保険料及び保険税の収滞納管理事務に関して、国民健康保険業務を運用するうえで必要な機能要件を示しているものであり、全庁的な収滞納システム等の他システムの機能の使用を妨げるものではない」こととし、標準仕様書に考え方を示すこととする。

また、帳票レイアウトについて、「国保独自要件を除き、できる限り税システムと共通仕様であることが望ましい」といったご意見や、一方で、「対応方針案（国保としてのレイアウトを定めて公開する方針）に賛成します。ただし、税仕様書において示す収滞納の帳票レイアウトでも良いことを明記すべきと考えます。」といったご意見をいただいている。

現在標準仕様書（案）で示している帳票については、国保に必要な項目から様式を検討し、導入実績の多い市町村事務処理標準システムの全国標準の様式として定義した経緯があり、且つ、標準化の考えに基づき、多くの市区町村で利用されている市町村事務処理標準システムの帳票をベースに、構成員からのご意見も加え整理してきたことから、帳票レイアウトについては、国保の標準仕様書にて独自に定めることとする。

なお、前述の通り、全庁的な収滞納システムの利用を妨げるものではない旨を明記する方針としていることから、国保、或いは税務等の他業務のいずれの帳票レイアウトを採用するかは、各市区町村にて判断していただくこととし、標準仕様書に考え方を示すこととする。

### 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（マイナポータル・ぴったりサービスについて）

（WT（第2回）資料より再掲）

#### ■マイナポータル・ぴったりサービスとの接続（オンライン申請）

マイナポータル・ぴったりサービスとの接続に関する概要は以下のとおり（9月22日の関係府省会議から抜粋）。

【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】



国保の標準仕様書に対し、マイナポータル・ぴったりサービスとの接続に係る機能を反映するにあたり、まずは対象となる手続きの整理が必要になると考えており、事務局側で洗い出しを行ったものを、別添③-2「手続き対象候補一覧」に纏めた上で、以下の観点でご意見をいただいた。

#	観点	背景
観点①	本手続きの申請時に必要となる申請書以外の書類や、申請を受け付けた後にその場で被保険者へ渡す書類があればご提示いただきたい。	マイナポータル上の申請のみで完結しない場合の対応方法を検討、整理するため、申請時に必要となる申請書以外の書類があればご提示いただきたい。 また、現在の窓口業務において、申請を受け付けた後、その場で被保険者へ渡す書類があればご提示いただきたい。
観点②	本申請手続きをぴったりサービスの対象とすべきか、ご意見をいただきたい。	申請手続きに相当するものをぴったりサービスの対象として事務局側で整理したが、以下に例示するような理由等により、ぴったりサービスの対象とすべきではないと考えられる手続きがあればご意見をいただきたい。 ・申請回数や事務負担が少ないため、負担軽減につながらない ・マイナポータル上の申請とすることによるデメリットがある
観点③	引越しワンストップサービスとすべき申請手続きについて、ご意見をいただきたい。	ぴったりサービスの対象手続きとして整理した中で、ライフイベントが「引越し・住まい」に該当するものは、引越しワンストップサービスの対象と考えている。 一方で、ぴったりサービスはマイナポータルから情報が登録されるが、引越しワンストップサービスは、事業者提供の引越しポータルを経由する違いがある。 このような理由により、引越しワンストップサービスの対象とすべきではない手続きがあるか、ご意見いただきたい。
観点④	その他のご意見（該当するライフイベントのご指摘など）をいただきたい。	事務局側で整理した該当するライフイベントが誤っているなど、ご意見いただきたい。 また、別添③-2「手続き対象候補一覧」に示されていないが対象とすべき手続きがある場合、行を追加して手続き名称等を記載の上ご意見いただきたい。

※別添③-2「手続き対象候補一覧」の内容については、本WT資料の別添②「第2回WT\_構成員ご意見一覧（デジタル3原則に基づくBPR）」を参照。

### 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（マイナポータル・ぴったりサービスについて）

前頁に再掲した観点①～④に対していただいたご意見について、別添②「第2回WT\_構成員ご意見一覧（デジタル3原則に基づくBPR）」に纏め、以下に意見を一部抜粋している。

#### 意見（抜粋）

##### 【被保険者の加入及び脱退等】

- ・加入の場合、情報連携などを介し前保険者の脱退の事実を確認することが可能な場合に限り認めるべきと考える為、確認が取れない場合には申請を受け付けられない等の仕組みの検討が必要。（扶養可否、非自発的失業適用有無等も考慮）（自治体A）
- ・オンライン化に伴い、従来窓口で実施していた制度説明が不十分となり住民との理解に齟齬が生じる可能性があることから、申請時、重要事項を読み、理解したかのチェックを行う必要があるのではないか。（自治体A）

##### 【限度額適用認定・標準負担額減額認定】

- ・申請回数が多く負担軽減につながるため、ぴったりサービスの対象として考えるべきではないか。（自治体B、ベンダA）
- ・オンライン資格確認の開始に伴い、将来的に適用区分の確認が可能な医療機関等が拡大していくのであれば紙の証が不要となるため対象外とすべきではないか。（自治体C）

##### 【特定疾病認定】

- ・申請件数も少なく、大きな負担軽減にならないため対象外とすべきではないか。（ベンダB）

##### 【一部負担金減免】

- ・災害等に係る減免の判定の根拠となる罹災証明書について、一般的に住所地の市区町村より発行されるため、住所地における罹災を要件とする減免であれば対象とすべき。（自治体D）
- ・住所地以外の罹災及び住居等の罹災以外（収入減少等）を要件とする減免においては、証拠書類を確認する必要があるため、対象とすべきでない。（自治体D）

##### 【基準収入額適用】

- ・所得情報を証明するための画像提出が可能となれば対象とすべきではないか。（自治体E）
- ・所得情報等を自庁内で確認できる場合は申請不要となる旨の通知が発出されたこともあり、対象外とすべきではないか。（自治体F）

#### 方向性（案）

賛否含め、いただいた多数のご意見を基に、事務局側で整理を行ったうえで、今後厚生労働省とも共有・協議を行い、検討を進めていく予定。そのうえで、国民健康保険システムの機能について何を実装すべきか検討を行い、令和4年8月に公開を予定している標準仕様書（第1.0版）において、可能な限り仕様を示していくことを想定しているが方向性としてご意見があれば賜りたい。

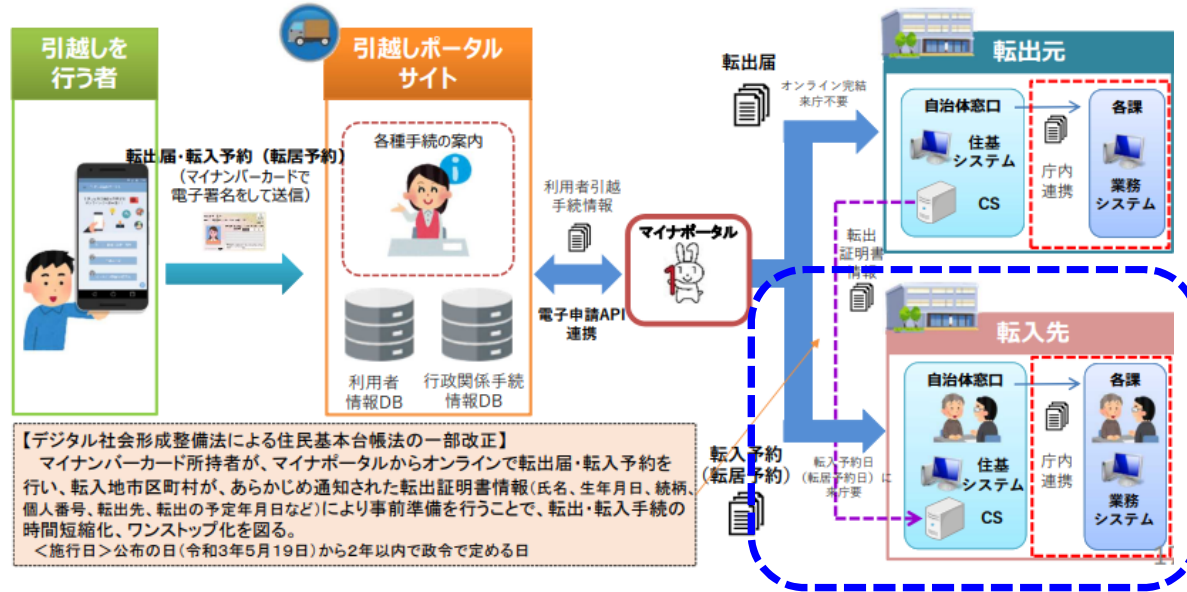
### 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（引越しワンストップサービスについて）

（以下WT（第2回）資料より再掲）

引越しワンストップサービスについては、既に実証実験も始まっており、マイナポータルを經由して届いた引越し情報を基に、ワンストップで手続きが完了することを目的に対応が進められているところ。

#### ■引越しワンストップサービスの目指す姿

（令和3年12月の「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について」から抜粋）



- ・マイナポータルを經由し、転出元へ異動届を提出した以降、住基ネットを介し、転出先に届く転入予約の情報について、令和4年度の制度改正以降、住民が自治体を訪問し、確定させるまでの期間は仮登録の状態が継続されることになる。
- ・仮登録の状態における国保業務の在り方について、住民が訪問された以降、スムーズな事務処理を継続させるため、一定の手続きを行う必要が生じることも想定される一方、仮に転出元において転出取消となる可能性もあり、その場合の事務処理の戻りについても検討が必要になるものと想定している。
- ・上述した内容を踏まえ、仮登録として必要とされる事務処理、及び機能の要件についてご意見をいただいた。  
例）住民記録から連携される仮登録状態のフラグ管理 等

## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（引越しワンストップサービスについて）

### 意見

【仮登録時に必要となる機能の要件（案）について】

<仮登録時に必要となる機能>

- 転入元の自治体又は中間サーバを介し「マル学、マル遠、住所地特例、特定同一世帯所属者、旧被扶養者、住民税所得金額等」を事前に把握する機能（ベンダA）
- 窓口での住民異動届の提出ではないため、その代わりとなる仮登録依頼がきていることを把握するためのデータ管理機能（ベンダB）
- 住民記録の異動と連動する転出等の場合は、住民記録異動が完了した後に国保異動するため、その進捗が管理できる（異動入力する準備が整ったことが分かる）ようにする機能（ベンダC）
- 仮登録状態の有効期間の確認機能（自治体A）

<仮登録が不要と考える理由>

- ・加入については、転入が完了した時点から被保険者の資格を取得すること、基本的に国保システムは住基システムと連携していること、他の保険への加入状況が分からないこと、本人確認の必要があること、加入と同時に保険料や給付等について説明する必要があることから、来庁し手続きを行っていただく必要があり、仮登録状態の管理は不要と考える。（自治体B）
- ・住民基本台帳が仮登録状態は、「未決裁」状態であるため、国保の加入等は進めていけないのが原則ではないか。（ベンダD）

### 方向性（案）

転出ワンストップとして必要となる国民健康保険システムの機能については、多数ご意見をいただき、引き続き必要性を検討するべきと考える一方、実現するためには課題も多い状況。

今回いただいたご意見を踏まえ、ぴったりサービス同様、厚生労働省と協議を行い、デジタル庁様側での検討状況も踏まえ、国民健康保険システムとして必要な機能の検討を進めていきたいと考えている。

そのうえで、令和4年8月に公開を予定している標準仕様書（第1.0版）において、機能の仕様を示せる状態になれば、可能な限り示していきたいと考えているが、この方向性としてご意見があれば賜りたい。

## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（公金給付について）

### ■公金給付

令和3年12月に示された「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」において示された公金給付の業務フローを基に、国民健康保険として必要と想定される機能要件（案）を事務局にて検討し、対象手続き及び機能要件（案）に対して構成員よりご意見を賜った。

#### <WT（第2回）資料より抜粋>

#	想定される機能要件	背景
①	支給申請書に公金受取口座の利用の意思確認欄追加	公金受取口座を利用するためには、申請者による利用の同意が必要と考えるため、支給申請時に、公金受取口座の利用の意思を確認できるような固定文言を追加するレイアウト変更が必要と考える。 対象となる申請書は、別添③-3「公金給付対象候補一覧」に整理した手続きの支給申請書と考える。
②	公金受取口座の照会	公金受取口座を利用する申請を受け付けた後、公金受取口座を照会し、該当の申請の給付口座としての登録を可能とする。
③	継続支給対象者リスト	高額療養費の支給においては、初回の申請を基に支給申請の簡素化が可能である。初回の申請において、公金受取口座への振り込みを希望した場合、公金受取口座への継続した支給を行うこととなるが、公金受取口座の変更有無を確認する必要があると考えるため、公金受取口座への振り込みを希望している支給申請の簡素化の対象者の一覧を出力することで、必要に応じて対象者と該当口座の確認を行うことを可能とする。
④	口座登録画面に公金受取口座の判別項目の追加	情報照会によって得られた公金受取口座をオンライン画面から登録する際に、公金受取口座であることを入力可能とするために、公金受取口座を判別する項目の追加が必要と考える。
⑤	金融機関統廃合時の一括更新、及び口座情報の複写機能	金融機関統廃合時に最新の金融機関マスタをもとに口座情報を一律で更新する機能や、口座情報の複写機能については、公金受取口座であっても従前の口座情報と同様に可能とする。

※別添③-3「公金給付対象候補一覧」は、WT（第2回）の資料No.をさす。



## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（公金給付について）

### 意見

#### 【対象事務の過不足について】

- ・「公金給付対象候補一覧」の「過誤納金の支払い」に記載している番号制度事務手続きは「16-42 国民健康保険税の還付」が該当するのではないか。（ベンダA）

#### 【想定される機能要件の過不足について】

- ・③「継続支給対象者リスト」の機能について、公金受取口座の変更有無を確認する必要がなぜ生じるのか不明である。「初回の申請において、公金受取口座への振り込みを希望した場合」とは初回の申請書に公金受取口座への振り込みを希望する旨申請させるということか。公金受取口座が変更された場合は、自動振込も解除されることとなり、その旨を申請書に記載する必要があると考える。どのような場合に口座の確認を行うことを想定しているか。（自治体A）
- ・実装要否が自治体によって異なると考えられるため、オプション機能としての整理すべき。（ベンダB）
- ・国保給付事務における利用方法として申請前に公金受取口座利用の意思を確認することで受付時点の公金受取口座と同じ口座情報を「給付口座」として登録する運用であり、公金受取口座そのものを管理するものではないと認識している。「④口座登録画面に公金受取口座の判別項目の追加」の要件については③の簡素化対象における変更有無を確認するための項目であると考えているが、記載方法としては「公金受取口座を元にした給付口座であることを判別する項目」とした方がよいのではないか。（ベンダC）

### 方向性（案）

令和4年3月17日に厚生労働省国民健康保険課より「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」の事務連絡が発出され、令和4年10月からの試行運用、令和5年1月からの本格運用に向けて、各社システムの対応が必要な状況となっており、市町村事務処理標準システムについても機能要件を行う予定となっている。

今回構成員よりいただいたご意見を基に、市町村事務処理標準システムの機能要件として検討を行った内容を標準仕様書（案）へ反映し、令和5年5月からの全国への意見照会を行う方向で考えているが、この方向性について、ご意見があれば賜りたい。

## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（DV等支援対象者に係る抑止情報の利用について）

（以下WT（第2回）資料より再掲）

### 他業務の整理状況を踏まえた仕様書（案）

・DV等支援対象者に係る機能要件については、他業務と足並みをそろえた対応が必要になると考えており、「税務仕様書1.0版」で示された情報等を追加し、以下の通り機能要件（案）を整理している。

#### <標準仕様書 機能要件（案）>

##### ①抑止情報管理

対象者の特別事情（DV等支援措置）における抑止情報を登録・修正・削除・照会できること。

※1 異動、及び帳票発行に対する抑止・警告を設定できること

※2 業務ごと、帳票ごとに抑止の有無を設定し、抑止制御できること。

※3 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること。

※4 該当する対象者に対して、検索時の注意喚起や表示する情報の制限（住所等の非表示）等、必要な配慮ができること。

※5 抑止設定は一時解除可能とし、一時解除後、一定時間経過後に自動で抑止状態に戻る。

上記の機能要件（案）に対し、構成員より、以下の観点でご意見をいただいた。

【観点①】記載された要件に過不足がないか

【観点②】住登外者のDV等支援対象者の管理については現状どのような運用となっているか。（住登者と同様か）

【観点③】DV等支援対象者以外の特別な事情を抱える住民について、どのような特別な事情が考えられるか、その事情を踏まえ、必要となる機能として、DV等支援対象者と同等の機能で良いか。

いただいたご意見と議論すべき内容を次頁にまとめる。

## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（DV等支援対象者に係る抑止情報の利用について）

### 観点①：要件の過不足

- ・「抑止制御」や「必要な配慮」とした記載箇所に対し、表現が曖昧であり読むものによって異なる対応を取り得る表現は避けるべきではないか。（自治体A、ベンダA）
- ・一時解除を行うことで意図せず情報が抑止できない状態となる可能性があるのではないか。（ベンダB）
- ・帳票発行の束分け機能を追加するべきではないか。（自治体B）
- ・必要となる機能は自治体によって異なるため、一部の機能をオプション機能とする方針とすべきではないか。（ベンダC）
- ・オンライン資格確認の対応において検討された国保情報集約システムとの連携における自己情報提供不可フラグへの自動連動機能について定義する必要があるのではないか。（ベンダD）

### 観点②：住登外者の取り扱い

- ・住登者と同様の管理が可能であり、同等の機能を有している。（自治体A、ベンダE）
- ・抑制設定はせずに画面上に注意を促す表示を行っている。（自治体B）
- ・自治体の運用によって管理方法が違う。（ベンダD）

### 観点③：他特別な事情について

- ・「機微な診療情報（精神科、婦人科等）を有する住民」（ベンダF）や、「ストーカー行為や児童虐待による被害者」（自治体B）が考えられるとのご意見いただいております、これらの方に対する機能については、「DV等支援対象者で実装する要件と同一で問題ないのではないか」（自治体A、自治体B、ベンダD）、とのご意見をいただきました。
- ・また、事情は異なるものの、類似した制御が必要であることから「性同一性障害者についても同様の管理ができる」とい（ベンダA）といったご意見もいただきました。

### 方向性（案）

いただいたご意見を踏まえ、標準仕様書（案）を見直したうえで、構成員に対し、全国への意見照会前の最終確認（令和4年4月）として、標準仕様書（案）のご確認を改めてお願いしたいと考えています。

その際生じたご意見を踏まえ、全国への意見照会を行い、標準仕様書の記載内容を確定する方向で考えているが、この方向性についてご意見があれば賜りたい。

なお、現時点想定している標準仕様書（案）の見直し内容について、次頁に示す。

## 1. 3 デジタル3原則に基づくBPRに関する検討内容（DV等支援対象者に係る抑止情報の利用について）

以上の確認結果をもとに、以下の通り標準仕様書 機能要件（案）を見直した。

### 見直し後の標準仕様書 機能要件（案）

※下線は追加・変更箇所を示す。

#### ①抑止情報管理

DV等支援措置や特別な事情を抱える支援対象者（※1）における抑止情報を登録・修正・削除・照会できること。

##### ※1 特別な事情（例）

- ・機微な診療情報（精神科、婦人科等）を有する住民
- ・親族以外の者から逃げている者
- ・ストーカー行為や児童虐待による被害者
- ・発行停止者（諸事情で郵送等による受取が困難、支障がある方）
- ・実態調査者（居住実態が判明するまで発行停止）
- ・成年被後見人、等

#### ②異動・発行・照会抑止

支援対象者に対する異動抑止、照会抑止、帳票発行に対する抑止・警告を設定できること。

例）画面上の住所を非表示とする。

- ・画面表示時に支援対象者であることを強調表示する。
- ・画面操作時の帳票出力を抑止、又は出力前に警告メッセージを表示する。
- ・一括帳票出力時には住所を非表示とする。

※1 業務ごと、帳票ごとに抑止の有無を設定し、抑止制御できること。

※2 帳票出力、及び一覧／リスト出力において、支援対象者のソート／束分けを可能とする。

※3 抑止設定は、画面操作により一時的に設定を解除して、抑止制御を外した帳票発行等の操作を可能とする。

ただし、該当画面の表示中のみ設定解除を有効とし、マスタ上の抑止設定は更新しない。

※4 同一マイナンバーの個人は名寄せして抑止制御されること。

（補足）

自治体ごとに異なるためオプション化すべきではないか、とのご意見に対しては、柔軟性が向上する一方、国保として機能のばらつきが生じることから、現時点必須機能としての実装を想定している。引き続き事務局側で検討を行い、4月の標準仕様書（案）の確認の際に、いずれか整理したうえでお示しする。